

指定管理者評価判定結果報告書

令和4年7月8日

高 浜 市 長 殿

高浜市介護予防拠点施設
指定管理者選定評価委員会
委員長 野 口 定 久 印

令和3年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名称	高浜市宅老所（3施設）			
2. 指定管理者の名称	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会			
3. 指定期間	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・ 宅老所の維持管理に関する業務 ・ 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項に掲げる事業の運営に関する業務 ・ 利用の許可及び使用料の収納に関する業務 ・ その他、市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	25.00点	100.00%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	15点	15.00点	100.00%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	60点	50.57点	84.29%	A
6. 総合評価				
項目	満点	評点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	90.5点	90.5%	A
7. 評価結果についての講評				
<ul style="list-style-type: none">・ 3つの施設において、臨時職員と情報交換を行い、適切に事業展開をしている。ボランティアミーティングを行うなど、サービス向上への取り組みを行なわれているのは大変良いことであるため、今後も継続していただきたい。・ 高齢者が利用する施設であることをしっかりと認識されて、地域の支援団体を確保され、施設の主旨を十分理解し努力されている。今後も地域の利用者に愛される施設を目指してください。・ 現状のコロナ禍においては、引き続き感染予防対策が必須であり、感染者を出さない取り組みが求められるが、利用者、スタッフ、行政等が助け合い、多くの方々の介護予防、外出の場として活用されるよう努めていただきたい。				